

令和5年第2回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和5年11月28日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	浅井英昭
3番	真野和久	4番	竹村仁司
5番	佐藤高 清	6番	早川公二
7番	近藤みどり	8番	山内隆久
9番	鈴木満	10番	三浦知将
11番	八木敏一		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	太田幸江	2番	浅井英昭
3番	真野和久	4番	竹村仁司
5番	佐藤高 清	6番	早川公二
7番	近藤みどり	8番	山内隆久
9番	鈴木満	10番	三浦知将
11番	八木敏一		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	弥富市長	安藤正明
副管理者	あま市長	村上浩司
副管理者	津島市長	日比一昭
副管理者	愛西市長	日永貴章
副管理者	大治町長	村上昌生
副管理者	蟹江町長	横江淳一
副管理者	飛島村長	加藤光彦

副管理者	弥富市副市長	村瀬	美樹
監査委員	大治町副町長	横井	良隆
会計管理者		小笠原	己喜雄
事務局長		渡辺	和宏
総務課長兼出納室長		大木	孝介
八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長		八神	正宏
新開センター所長兼上野センター所長		大森	雅勝
八穂クリーンセンター所長代理		杉浦	典秋

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課主事兼出納室主事	山田	綸華
-------------	----	----

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	認定第1号 令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第9号 令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算(第2号)について
日程第5	一般質問について
日程第6	諸般の報告について

8 審議内容

(午後 2時27分 開会)

○議長

定刻前ですが、皆さんおそろいでございますので始めます。

ただいまの出席議員は11名でございますので、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を開催します。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者(弥富市長)

皆様、こんにちは。

本日は、令和5年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日予定しております案件は、令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳

入歳出決算の認定について及び令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局からさせます。

○総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、認定第1号「令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、令和4年度主要な施策の実績報告書、過去3年実績、議案第9号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」及び経過報告です。

本日議席に御配付しましたのは、議事日程及び質問通告書です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますのでよろしくお願い致します。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないようよろしくお願い致します。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において3番 真野和久さん、4番 竹村仁司さんを指名します。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

続きまして、日程第3、認定第1号「令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

認定第1号、令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算につきまして、組合議会の御議決をいただきました予算をもって執行してまいりましたが、ここに決算書としてまとめ、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

なお、決算の説明につきましては、11月24日の議案説明会で説明をさせていただきましたので省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

説明は終わりましたが、併せて監査委員から決算審査の報告並びに審査意見の発表をお願いします。

○監査委員

それでは、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果報告及び審査意見を述べさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、令和4年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに関係証書類、諸帳簿類を令和5年8月25日に三浦監査委員と共に審査をした結果は次のとおりでありましたので、御報告申し上げます。

計数につきましては、歳入歳出関係諸帳簿及び証拠書類の審査を実施した結果、決算の計数は正確であり、内容も適切でありました。

次に、予算執行の状況であります。歳入では、本組合の主要財源であります市町村負担金をはじめ、ごみ処理手数料、電力売却収入等その他の歳入についても収入未済額が生じておらず、良好に歳入されておりました。

歳出は、ごみ処理業務及びし尿処理業務が順調に処理され、それらに伴う予算執行も適正に行われておりますが、施設の老朽化が進んでいるため、施設の維持管理と安定操業に努めるよう求めたいと思います。

また、世界情勢の影響により、構成市町村の税収入の増加が見込めず、厳しい財政状況が予想されております。そのため、電力売却収入等の財源を確保するように努め、歳出削減のため効率的な施設管理と運営、マネジメントの徹底を行うよう求めます。以上でございます。

○議長

決算審査の報告並びに審査意見の発表は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（真野和久君）

1点お尋ねをしたいと思います。

決算書の16、17ページのごみ処理費の運営費の中の委託料で焼却処理施設等運転管理業務委託料、これで10月からいわゆる委託をするという形で、シルバ

一から委託に替わって、4名常勤の体制が整って、ごみの不燃物の危険チェックについても2割から半分になったということで、ごみによる火災等の危険が減らせるという効果があるというふうに言われていましたが、その辺りはどういふふうになったか教えてもらえませんか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

火災の発生の状況でございますが、令和5年度のごみピットの火災はゼロ件でございます。件数としては減っております。

○3番（真野和久君）

4年度の10月からということだったので、いわゆる半年間の比較ということでどうなるか聞いたのですが、減っているということですか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

そうでございます。

○議長

ほかに。

○1番（太田幸江君）

9ページの市町村負担金ですが、平成30年度から始まった第2期基幹的設備改良工事が令和3年度で終了したわけですが、4年間で約50億円の工事で、1年あたりに割り算を単純にすると12億5,000万円ということになるんですけども、今回負担金は減りましたが、この基幹工事を終えて、もっと減るのかなと思ったら700万円ちょっとなんですけれども、なかなか思ったより私は減らないと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○事務局長

令和4年度の市町村負担金につきましては、前年度比較で大体2,700万円ほど減っております。基幹改良に伴いまして、基幹改良以外の例えばリサイクル設備などの工事は基幹改良中に行わないようにして、基幹改良が終わってから行うようにしてまいりましたし、あと基幹改良で借りた組合債の償還などもありますので、現に市町村負担金があまり減っていないというのはそういった理由もあると思います。

○議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案反対の発言を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決します。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続きまして、日程第4、議案第9号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○総務課長兼出納室長

議案第9号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）について」御説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,073万8,000円とするものでございます。

11、12ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額25万9,000円の増額です。10節需用費500万円の増額は修繕項目の増によるもの、14節工事請負費474万1,000円の減額は契約差額によるものです。

3款処理場費、2項し尿処理費、1目運営費、補正額114万4,000円の減額は契約差額によるものです。

9、10ページに戻っていただきたいと思えます。

歳入について御説明をさせていただきます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金88万5,000円の減額は前年度繰越金です。

次に、5ページをお願いします。

第2表の継続費の追加及び変更でございませう。

まず追加でございませうが、3款処理場費、1項ごみ処理費、ブロー水冷却器部品及び3款処理場費、2項し尿処理費、I Z循環ポンプ部品並びにポンプ制御盤等更新工事は、交換部品の納期に時間を要するためです。

次に、変更でございませうが、3款処理場費、2項し尿処理費、高圧受変電設備更新工事及びインバータ更新工事は契約差額によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○3番（真野和久君）

11、12ページの需用費の修繕料に関して、修繕費が増えるということであり
ますが、具体的にどんなものが増えていくのか、教えてもらえませんか。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

具体的にというのは、この先に発生する突発の修繕を具体的にというのはち
よっと申し上げられないんですけれども、大体この時期からこの先に発生する
突発の修繕に備えるためのものがございます。

○議 長

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第9号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第5、「一般質問について」を行います。

質問方法は一括質問、質疑は一括質問を含めて3回まで、持ち時間は答弁の
時間を含めてお一人15分までとします。お手元に配付のとおり進めさせていた
だきます。

順番に発言を許します。

○3番（真野和久君）

それでは、一般質問を行います。

今回は、事務組合の中長期計画における組織体制の見直しとアウトソーシ
ングについてお尋ねいたします。

海部地区環境事務組合の中長期計画が令和元年度に定められています。その
中で、職員採用や年齢構成、技術継承など、いわゆる組織体制と業務のアウト
ソーシングについて書かれていますけれども、その進捗状況と今後の計画につ
いてお尋ねをいたします。

2点目として、上野センターと新開センターの運転業務が来年度から委託さ
れることとなりますが、運転管理のマニュアルや要綱、安全作業マニュアルな
どを作成しているのかどうかを確認します。また、運転管理の実績報告書を業

者に対して評価するための基準として作成しているのかどうかについてお尋ねをします。

3つ目として、海部地区環境事務組合には行政（二）職はいませんが、八穂クリーンセンターの資源化業務では実際に様々な業務をされています。ここに関して、先行して委託をしていかない理由は何かあるのかについてお尋ねします。

それから4点目として、この中長期計画の中では、技術力の維持や向上、技術管理について、運転管理等を民間委託することにより、組合職員は現場での業務に直接関わる機会が少なくなり、その結果として組合職員の維持管理に関する技術水準が低下することが懸念される。また、民間委託においては、組合側に高度な維持管理に関する技術力と専門力が必要であり、組合は運転レベルの監視、評価等を適切に行える技術水準の維持・向上に努めることが不可欠であるというふうに書いてあります。まさに、こうした運転業務等を委託する場合には組合としての技術の向上、また委託する業者に対してもしっかりと監督をするだけの技術水準の維持・向上が必要でありますので、そのために具体的にどのような対策を行うのかについてお尋ねをします。

○総務課長兼出納室長

私のほうからは、要旨の1と3と4についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、要旨1の組織体制と技術継承についての進捗状況と今後の計画についてでございますが、組織体制につきましては、年齢構成の偏りの緩和を目的とし、毎年職員の採用を行っており、職員数や年齢構成については、おおむね計画に沿って推移しているものと考えております。

また、アウトソーシングについては、し尿処理の運転管理を令和5年度に上野センター、令和6年度に新開センターを民間委託する計画としておりましたが、令和6年から両センターを併せて民間委託を行います。

今後の計画については、現在の職員数や定年延長などの制度改正を踏まえ、見直しをしているところでございます。

続きまして、要旨3の行（二）職が存在せず、八穂クリーンセンターの資源化業務を先行して委託していない理由についてでございますが、現在資源化業務につきましては、住民への行政サービスを担うステージ業務を担当している職員が兼ねて行っており、メインとして行っている業務ではございません。現場において資源化業務を行う職員は、再任用職員が主体であることから、職員数の状況も考慮しながらアウトソーシングを検討していきたいと思っております。

なお、令和5年度から、資源化処理業務のうちスプリングマットレスの処理

を外部委託しております。

続きまして、要旨4の職員の技術力維持・向上、技術管理についてでございます。

運転管理につきましては、運転監視、評価が行えるよう、全国都市清掃会議や日本環境衛生センターなど、各会・団体が実施する研修やそれらから提供される情報に常にアンテナを張り、新しい技術を習得しております。

日々の運転管理の確認につきましては、業者からの日報、月報をチェックし、疑問に思うところは運転管理業者に尋ねたり、OJTを活用し先輩等に聞いたり、時にはプラントメーカーに意見を求めるなどしております。

設備の維持管理につきましては、大部分を組合職員が行っており、維持管理方針の決定、計画、発注、施工管理、試運転、検査、履歴の管理などを行っております。

ほかには、運転上のトラブルにつきましては、組合、運転管理会社ともに履歴を残し、今後の施設運営の参考となるよう情報共有しており、常に技術水準の維持・向上に努めていきたいと考えております。

○新開センター所長兼上野センター所長

要旨2につきまして、僕のほうからお答えいたします。

上野センターと新開センターの運転に必要な運転操作手順書、安全作業ハンドブック等、作成済みでございます。また、評価するための基準書につきましては現在作成中でございます。以上です。

○3番（真野和久君）

それでは、再質問を行います。

最初に要旨1のほうの、今、組織体制についていろいろと説明をしていただきましたが、技術継承を具体的にどうしていくかについて1つお尋ねをしたいと思います。

それから2点目として、要旨2に関連して、今実績報告書等の評価基準に関しては現在作成中というふうでありますけれども、この報告書の中身に関して具体的に今あれば説明をお願いします。

それから3つ目として、要旨4に関わることでありますが、運転業務管理について、例えば今年も3月に三菱重工業の子会社の重環オペレーションというところがいわき市での北部清掃センターの管理委託をされているんですけども、その中でいわゆる搬出中の窒素酸化物の濃度の測定データを、基準値を超えたときにいわゆる改ざんをしてしまったというような状況がありました。これは3年間で合わせて3日分で4か所というふうに言われていますけれども、そうしたいわゆる運転管理において様々な契約上の中で、当然瑕疵があれば問題ですけれども、こうしたいわゆるデータの改ざん等のようなことが起こるよ

うなことがないように、やはりしっかりと対策を行っていかなくちゃいけないと思うんですけれども、そうしたことで、またどのような対策が必要だというふうに今考えているのか、お尋ねをします。

○総務課長兼出納室長

要旨1の技術継承について、具体的にどう行うかというところでございますが、技術継承につきましても、先輩職員とのOJT、外部での研修、近隣の類似団体や先進施設での情報交換、視察などを必要に応じて行うことで、技術やノウハウの維持・向上に努めていきたいと考えております。

続いて、要旨4の他団体での報告の改ざんについての対策でございますが、運転管理の報告が改ざんされる事例の対策につきましては、運転について抜き打ちでモニタリング、サンプリングを実施する。不定期に途中経過の報告を受けるなどして、報告の改ざんの対策として努めていきたいと考えております。

○新開センター所長兼上野センター所長

要旨2につきましては、ただいま評価基準をつくっている中身ですけれども、評価項目といたしまして、仕様書等の遵守、不具合時の対応などの品質に関わるのところ、続きまして保全、薬剤管理、予備品管理などのコストに関わるのところ、また各種報告、連絡状況等、文書の提出状況などの納期に関するこの3項目を評価していきたいと考えております。

○3番（真野和久君）

最後に、先ほどのもしデータなどの改ざん等があった場合の関係ですけれども、抜き打ち、あるいは不定期のチェックといったことで防いでいくというふうにありました。ただ、やはりそうした中で、事前に運転管理等を委託する場合には、契約書等でそうしたことをやってはいけないというようなことをしっかりとうたうことが必要だと思うんですけれども、現状どうなっているのか。また、そういったことが必要だと考えているかどうかについて最後にお尋ねします。

○総務課長兼出納室長

改ざん防止につきましては、現状契約書の中でもそういった項目を入れて対応はしております。

○議 長

1番 太田幸江さん。

○1番（太田幸江君）

よろしく申し上げます。

今回、私は小型充電式電池の分別推進についてと環境教育について、今回渡していただきました経過報告書にもそのことが書かれていますが、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

最初に質問しますのは、小型充電式電池の分別推進についてですが、まず1点目としては、2022年12月に起こった八穂クリーンセンターの不燃ごみピット火災の原因と再発防止のための現在の取組についてお聞かせください。

2点目としては、炎検知システム、熱検知システムが設置されておりますが、大きな火災を未然に防ぐためにこれらが作動するということですが、今年4月から10月まで何回作動したのか、また近年の状況をお聞かせください。

そして3点目としましては、この火災を引き起こす原因となるものはどのようなものであるのか、またその混入量はどのぐらい今あるのか、お聞かせください。また、混入を防ぐためにどのような啓発をしているかもお聞かせください。この3点お願いします。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

不燃ごみピットの火災の原因でございますが、使い捨てライター、スプレー缶、ガスコンロなどの着火装置、電子たばこ、小型充電式電池などが上げられます。特に最近の発火事案は、小型充電式電池からの発火がほとんどでございます。

再発防止の取組としましては、市町村衛生担当課長会や担当者会で小型充電式電池や小型廃家電の分別収集をお願いしたり、環境学習教室や見学者などの来場者へ小型充電式電池の分別や資源化の周知を行っております。

運転上の対策としましては、不燃ごみの約7割を破碎処理する前に不燃ごみ袋を手作業で解体し、小型充電式電池や小型廃家電、ライター、バッテリーなどを手選別で取り除いておるところでございます。

令和4年12月17日土曜日でございますが、午後2時頃に発生しました不燃ごみピット内部からの火災では、およそ36時間くすぶり続けました。消防の現地調査で、火元と思われるごみから激しく焦げたリチウム蓄電池や燃料のタンク、スプレー缶などを発見し、原因としましては、リチウム蓄電池がクレーン操作時の衝撃で発火し、周りのごみに引火したものと特定をいたしました。

火災の要因としましては、リチウム蓄電池を有するモバイル機器などの小型廃家電、特に電子たばこ、コードレス掃除機、OA機器、ライター、バッテリーなどが着火源でございます。それらがパッカー車から落ちた衝撃やごみの重さで潰れたとき、ごみクレーンでつかんだとき、充電式電池を破碎して内部でショートしたときなどに発火をいたします。また、燃えるものとしてスプレー缶の中の可燃性ガスやストーブ等のタンクに残った灯油、ペンキ類など、いわゆる危険物などが不燃ごみ袋に入っております。

不燃ごみ袋の実態を申しますと、不燃ごみ袋の中身は、7割から8割は可燃ごみでございます。恐らく本当の不燃ごみの発生量は少なく、すぐに出すのには袋の余裕がもったいないため、衣類やプラごみ、ぬいぐるみ、布団類などを

押し込み、これらが燃料となっていることも原因かもしれませんので、市町村には不燃ごみからの可燃物の分別も依頼をしております。

混入量に関しましては、種類別での数値は把握しておりませんが、令和4年10月から運転管理委託会社で不燃ごみの手選別を行っており、リチウム蓄電池、ライター、バッテリー及び小型廃家電の各重量は把握しております。令和4年10月から令和5年10月までの13か月間の不燃ごみの搬入の総量が2,507トンで、そのうち手選別をした量が1,536トンでございます。そこからリチウム蓄電池等を手選別した量が1,463キログラム、ライター・発火物が782.7キログラム、バッテリーが274.9キログラムを取り出しております。小型廃家電の搬出量は118トンとなっております。

破碎処理後のごみを運ぶコンベヤーの中での熱検知、炎検知の実績を申し上げますと、令和4年度1年間の熱検知は306回、炎検知は68回でございます。令和5年度の10月末までの7か月間の熱の検知の回数は37回、炎検知は24回と若干減ってはおりますが、なくなっていない状況でございます。ごみピットでの発火件数は、令和4年度が7回で、令和5年度は今のところ発火をしてはございません。

コンベヤー内部で熱・炎検知をした場合は、水を大量に噴霧した後、設備が停止するようプログラムされております。内部を点検するために、ごみをかき出して発火等の原因を特定します。そして、もう一度設備を立ち上げるのに1時間程度必要となるため、処理が思うように進みません。ピット内で発火した場合、対処が遅れると大規模火災となり、ごみの搬入ができなくなる、設備が焼損するなど多大な被害となります。

これらの対策でございますが、課長会、担当者会などを通じて、ごみ分別の啓蒙・啓発チラシを作成し、各市町村へ住民さんの周知をお願いしております。また、八穂で開催されている環境学習教室及び見学者へ、リチウム蓄電池に関するチラシの配布と説明を行い、ごみの分別・資源化に協力いただくように周知しております。以上です。

○1番（太田幸江君）

大変な数字で、私もいただいたときにびっくりしました。リチウムイオン電池が1,463キロ、ライターが782.7キロということで、そのたびに検知されると機械が止まってしまったり、また機械に破損が起きる場合もあるということなので、しっかりと我が市の津島市のほうに持ち帰りまして、どうにか啓蒙・啓発を進めるように言いたいと思っております。

それではもう一つですが、10月に私たちは津島市のごみ処理委員会の下、八穂クリーンセンターの見学という企画に参加させていただきました。市民の皆さんは、とてもごみ処理の関心が高くなったとか、そういうことで大変喜んで

みえました。このときも、募集したバスが満席になりまして、ぜひこういった見学をもっと市民に知らせてほしいという声がたくさんありましたので、ぜひこのことをお伝えしたいと思います。

それでは、この経過報告にもありますが、八穂環境教室、出前講座、これは大変有意義な企画だなどと思いますが、その内容と今年度の実績を教えてください。

そして、また地球環境を守るため、地域住民に対してのごみ減量化や分別の啓発は、これまで以上に大切なことと思います。先ほども御答弁がありました。ぜひもう一度、海部地区環境事務組合として力を入れている取組に対し、またこれからも取り組もうとしている新しい企画などがありましたら教えてください。

○八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

議会の資料の経過報告にも記載させていただきましたが、八穂環境学習教室、出前講座は、ライフスタイルの見直しによるごみ減量を推進すること及び地球温暖化防止を目的とし、八穂環境学習教室は毎月1回土曜日に、出前講座は各団体から要請があったときに開催をしております。

内容につきましては、八穂環境学習教室は3Rに関する講座を開催し、省エネやエコロジーについての話もしております。出前講座は、使用済みのガラス瓶に絵や模様をつけるガラス瓶エッチングを行って、3Rや省エネ、地球温暖化防止などの話をしています。どちらも小型充電式電池の分別の話も取り入れております。

今年度の八穂環境学習教室の実績は、11月教室終了時点で合計163人の参加がございました。今後の予定は、12月はガラス瓶でエコ体験「エッチングして多肉植物を飾ろう!」、1月はネクタイリフォーム、2月は地産地消の洋菓子作り、3月はフォトスタンド作りを開催いたします。また、来年度以降も今年度と同様の開催を予定しており、内容を検討中でございます。

出前講座の今年度の11月時点での開催実績は、6つの学校に出向き、対象者は435人でございます。出前講座についても、ホームページ及びチラシで募集をしており、対象者は子供に限らず、大人でも開催させていただきますので、来年度以降も積極的に周知をしたいと考えております。

組合として力を入れている取組は、昨年度から始めたリユース品抽せん提供事業の内容の充実を考えております。具体的には、皆さんが欲しいものの調査、点数を増やすこと、来場者を増やしたり、発火した充電式電池を見てもらい、分別の徹底を呼びかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第6、「諸般の報告について」は監査委員から例月出納検査の結果、令和5年4月分から9月分までの各月の一般会計の関係帳簿は正確である。併せて、地方自治法第199条第4項の規定による令和5年度定例監査の結果は、適正に処理されていたと報告がございました。

次に、議案配付に併せて事前の資料配付がされました経過報告の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって経過報告を終わります。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（弥富市長）

閉会に当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、第2回定例会に御出席賜りまして誠にありがとうございました。

提案いたしました案件につきましても、慎重な御議論をいただき、認定及び議決をいただきまして誠にありがとうございました。

時節柄、寒暖差も一段と大きくなってまいりました。議員各位におかれましてはどうぞ御自愛いただきまして、それぞれのお立場で一層の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和5年第2回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

（午後 3時08分 閉会）

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 八 木 敏 一

〃 議 会 議 員 真 野 和 久

〃 議 会 議 員 竹 村 仁 司